

原水爆禁止世界大会にむけ 練馬で平和行進を開催

行進の一步一步が平和
な世界への道しるべに

7月27日(水)、豊玉公園にて原水爆禁止練馬平和行進を行いました。夕刻の6時半からの集会では、はじめに練馬労連議長金の金田さんより「広島・長崎に原爆が投下され一瞬でその二つの街が壊滅し21万人もの命が奪われました。被爆者の皆さんは、ヒロシマ・ナガサキを繰り返す

な。核兵器をなくせと訴え続けてきました。昨年の1月22日には、核兵器禁止条約が発効しました。この条約の力が今ほど求められている時はありません。今日の中新井公園までの行進の一步一步は、核兵器のない、戦争の無い平和な世界への道しるべです。参加者の皆さんの確かな一步一步が強い願いと大きな希望の証です。」とのあいさつを受けました。

コツコツ集めた署名は
91万1554筆！

続いて被爆者練馬の会・会長の綿平さんより「ねりま平和行進は、コロナの影響で昨年、一昨年と開催できず3年ぶりの行進となり、とてもうれしく思います。

私たち被爆者が核兵器廃絶に向け行っている活動は、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する抗議行動、戦争被爆国である日本政府に核兵器禁



写真上 被爆者練馬の会会長 綿平敬三さん
写真下 行進の様子

止条約批准を求める署名を新宿駅西口や様々な場で集め、合計91万1554筆を日本政府に提出。さらに「戦いは止める、人の希望を奪うな」と書かれた市民・被爆者のメッセージをロシア大使館に届けました。被爆体験を持つ日本の政府が核兵器廃絶に本気で取り組み武力に頼らない紛争解決のために世界をリードするよう、強く要請しましょう。練馬区民に力強く核兵器なくせを訴える平和行進としましう。」とのあいさつを受けました。その後映画監督で、核兵器禁止条約の批准を求めるねりま連絡会代表の有原誠治さん、長年練馬原水協の中心として活動されてきた栗原昌男さんからあいさつを受け、集会決議を参加者の大きな拍手で採択し、中新井公園まで「核兵器の一日も早い廃絶を」と訴えパレードしました。

労働相談なら練馬労連へ

練馬労連には、昨年11月から7月末までに11件の相談が寄せられました。

これまでに寄せられた相談の内訳

- * パワハラ・・・2件
- * 給与形態に不満・・・1件
- * 解雇・・・4件
- * 生活困窮・・・1件
- * 給料の不払い・・・1件
- * 労働時間が長すぎる・・・1件
- * 会社を退職するタイミングはいつか・・・1件

一番多かったのは、解雇です。うち一人は、スリランカ人からの相談でした。その方は日本語が十分話せなかったため、東京地評内にある「首都圏移住者ユニオン」に相談を引き継ぎました。

解雇の相談

* 74歳、清掃の仕事

昨年12月15日に、12月末で退社してほしいと、勤務先から言われた。応じなければならぬ

か？というものでした。解雇の理由は、高齢であること、現場責任者はパソコンが必須だが、パソコンが使えないから、との事でした。

この場合、まず、単純に年齢だけを理由に解雇を言い渡すことは出来ない。また、パソコンが使えないなら、使えるように会社が教えたり手伝ったりする必要がある、それらをせずに解雇を言い渡すことは出来ません。解雇撤回を求めて団体交渉も可能な事案であることを本人に伝えました。

しかし、本人の気持ちは、確かに高齢で疲れもあるから辞めてゆくりしたいという気持ちもある、このことでしたので、**会社の退職勧奨を受け入れるなら、解雇予告手当の請求を忘れずに行ってください、と伝え相談は解決しました。**

会社を退職するタイミングはいつ？

* 50代、事務パートタイム勤務

会社の雰囲気が悪く、特に、社長が「あなたは明日から来なくてもいい」と普通にいう会社だったので、自分もそろそろやめようと思いつき、5月末に辞表を出し、その場で「今日で辞めます」と言ったら会社側が「突然言われても困る」と言ってきたので会社を辞めるにはどうしたらよいか、という相談でした。

会社側が、従業員を解雇する場合には、

会社側に様々な制約がありますが勤務している方が辞める時には、あまり制約はありません。民法の27条によると、雇用は、解雇の申し入れから2週間を経過することによって終了する、とあります。そのため、辞めたい日の2週間前に退職の意志を会社に示すことで辞めることが出来ると伝え相談は解決しました。

労働時間が長すぎる。違法では？

* 21歳、警備の仕事

商業施設の警備にあたるが、雇用契約書に書かれている労働時間と、実際の勤務する現場（商業施設）での労働時間が違いすぎて、この労働条件は違法ではないのか、話を聞いて欲しいとのこと。

来所して頂き、雇用契約書、シフト表などを拝見し、お話を伺いました。

雇用契約書では、日勤 朝8時～夕方5時 夜勤は夜9時から翌朝6時との記載があり、勤務地によって時間が異なります、という記載がありました。

実際に勤務している商業施設での日勤は、朝9時～夜9時、夜勤：夜9時から翌朝9時でした。会社は変形労働時間制を取り入れており、所定の労働時間は月171時間、2日勤務したら翌日は休みも保障されているため、会社側に違法性は無いことを話し、相談は解決しました。